

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区 分	質 疑 等	回 答
○法令等について		
1	標準仕様への準拠は、標準化法において令和7年度末までに移行することが義務とされている一方、ガバメントクラウドへのリフトは努力義務であると理解しているが、この認識に誤りはあるか。	標準化法に基づき、標準化基準に適合した地方公共団体情報システムの利用が義務づけられ（第8条第1項）、ガバメントクラウドの利用については努力義務とされている（第10条）。 また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、原則全ての地方公共団体が令和7年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとしている。
○ガバメントクラウドについて		
2	ベンダが準備した標準準拠システムをガバメントクラウドにのせるのか、ガバメントクラウドに標準準拠システムが整備されており地方公共団体はベンダを選定するのかいずれか。	ご質問の選択肢の違いが正確に理解できないが、ベンダがガバメントクラウド上に構築した標準準拠システムを、各地方公共団体が利用する形を想定している。 ご質問の趣旨が、ガバメントクラウド上に構築した標準準拠システムを、ベンダが保有し、地方公共団体が利用する形にするのか、地方公共団体が保有し利用する形にするのか、という点についてということであれば、前者を念頭に入れているところ、地方公共団体の希望により後者も可能とする等、柔軟に対応する方向で検討している。
3	標準準拠システム及びガバメントクラウドの利用に係る契約の在り方はどうか。	デジタル庁は、ガバメントクラウドを利用する環境を地方公共団体に提供し、地方公共団体は、標準準拠システムを提供する事業者と契約して、当該環境に、当該事業者が標準準拠システムを構築し、地方公共団体が当該標準準拠システムを利用することを基本として想定している。 また、地方公共団体が共同で利用する仕組みも検討しており、詳細については、令和4年の夏に示す予定である。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
4	<p>ガバメントクラウドへの接続方法はマイナンバー利用事務系と専用回線を使用して接続するのか。 また、その回線使用料の負担はどうか。</p>	<p>ガバメントクラウドと地方公共団体の庁内システムとの接続方法については、将来的な国・地方を通じたネットワークの在り方を見据えつつ検討する。 標準準拠システムへの本格移行における当面の接続方法としては、既存の共同ネットワークを含めたネットワークを活用した接続を選択肢とし、費用負担を含めて引き続き具体化を進め、令和4年の夏に示す予定である。</p>
5	<p>ガバメントクラウドへの接続方法が専用回線を想定している場合、IP-VPNは可能であるか。</p>	<p>ガバメントクラウドと地方公共団体の庁内システムとの接続は、IP-VPN（既存の共同ネットワークも含む）を想定している。 標準準拠システムへの本格移行における当面の具体的な実装方法については、費用負担を含めて、令和4年の夏に示す予定である。</p>
6	<p>ガバメントクラウドの利用料金や標準準拠アプリケーションとの疎結合可否などが不透明であるところ、ガバメントクラウドにリフトしないという選択は可能か。</p>	<p>ガバメントクラウドの利用は、標準化法上、努力義務なので、ガバメントクラウドを利用しない場合には、ガバメントクラウドの利用以外の方法をとることについて合理的な説明が求められると考える。</p>

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
7	ガバメントクラウドにおける標準準拠システムの運用管理ソフトやBIツールは提供される見込か。	ガバメントクラウドにおいては、各サービスのステータスや利用状況を可視化する機能や、データの可視化、分析等が可能なBI機能がクラウド事業者から提供される予定である。
8	ランニングコストの増加や障害等発生時の窓口など、ガバメントクラウド移行に伴うデメリットや懸念点は何か。	ガバメントクラウドへの移行については、令和3年度及び令和4年度において先行事業を実施し、検証することとしている。 ご指摘の内容も含め、標準非機能要件や投資対効果など、移行に伴う諸課題について検証することとしており、安心して利用できる環境を整備してまいります。
○スケジュールについて		
9	原則、令和7年度末までに導入とのことだが、原則から外れる場合の想定が現時点であるか。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、原則全ての地方公共団体が令和7年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備するとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進めることとしている。 移行時期についてお考えがあれば、共創プラットフォーム等において、お聞かせいただきたい。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
10	令和5年度からデータ移行期に入る日程になっているが、その前にシステムベンダの決定と、ベンダのシステム開発が整っていることが前提であり、スケジュールは間に合うか。	いくつかの事業者からは、間に合うよう努めていると聞いているところ、貴団体が把握されている状況があれば、共創プラットフォーム等において、お聞かせいただきたい。
11	ベンダロックインとコスト削減を考慮するならば、ベンダのシステム開発が完全に済んでから地方公共団体は標準準拠システムを選択できるようなスケジュールが望ましいと考えるがいかがか。	貴重なご意見として承った。
12	標準準拠システムへの切替について、全国で同時期に行われることが想定されるが、ベンダは対応できる見込であるか。	いくつかの事業者からは、間に合うよう努めていると聞いているところ、貴団体が把握されている状況があれば、共創プラットフォーム等において、お聞かせいただきたい。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
○適合性の確認について		
13	標準準拠システムの適合性の確認は、「いつ」、「誰が」、「どのように」行うのか。	アプリケーションが機能要件等への標準に適合しているかどうかは、当該アプリケーションを利用する地方公共団体が確認することが基本であると考えているところ、地方公共団体の負担を軽減し、かつ、適合性について実効的に担保することが可能な確認手法について、制度所管府省庁の協力も得ながら、デジタル庁において令和4年夏までに提示する予定である。特に、データ要件・連携要件の標準への適合性の確認については、十分に担保される必要があることから、デジタル庁はデータ要件・連携要件の標準への適合性を容易に確認するためのツールについて、令和4年度中に作成することとしている。
14	標準準拠システムを開発するベンダの一覧等が示される予定はあるか。	データ要件・連携要件の標準への適合性については、デジタル庁において適合性を容易に確認するためのツールを作成することとしており、デジタル庁は、当該ツールを用いてダミーデータによる適合性の確認を行ったシステムについて公開する方向で検討している。
○移行経費について		
15	現行システムから標準準拠システムへの移行経費の概算額が示される予定はあるか。	標準化対象17業務分のデジタル基盤改革支援補助金の上限額については令和3年8月6日付けで提示済みである。追加された標準化対象3業務（印鑑・戸籍・戸籍附票）分に係る上限額については、今後お示しする予定としている。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
○疎結合について		
16	標準化対象の各業務システムは、互いに疎結合と考えてよいか。 また、業務システムごと、それぞれ異なるベンダの製品を利用することは可能か。	ご指摘のとおり。ただし、複数の基幹業務システムをパッケージにする場合は、必ずしも疎結合であることを求めるものではない。
17	標準仕様に定めのない帳票について、必要に応じて標準準拠システムとのアドオンにより構築・実装してもよいか。	API連携等による疎結合で構築（アドオン）すれば、標準準拠システムをカスタマイズしないと考えますが、標準準拠システムをカスタマイズしてしまう方法を行うべきではなく、具体の帳票に応じて検討を行う必要があると考える。
18	標準仕様書で実装不可とされた機能及び標準仕様書に記載されていない機能について、アドオンとして実装することは認められるか。	標準仕様書において実装不可機能とされた機能は認められないが、標準仕様書に記載されていない機能は、標準準拠システムをカスタマイズしない形で、API連携等による疎結合の形で実装することは可能である。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
19	標準仕様書でオプションとされた機能について、標準準拠システムにおいて実装されなかった場合、当該機能をアドオンとして実装することは認められるか。	可能である。
20	日常生活用具給付事業や移動支援事業における障害者手帳の等級情報など、同一の情報をリアルタイムで用いる2つのアドオンシステム間の連携については、どのような方法によるか。（日常生活用具給付事業や移動支援事業は3手帳の詳細な情報を要件としていることが多いので、できるかぎり即時のデータ連携が必要である。具体的には、市民から日常生活用具給付事業に係る相談を受けた際、身体障害者手帳の認定状況を現在は即時に確認する場面があることから、今後もタイムラグが発生しないようにデータ連携を行う必要がある。）	アドオンシステムは、当該アドオンシステムが複数あったとしても、標準準拠システムとリアルタイムの連携が可能となるよう、API連携ができることを連携要件の標準に規定する方向で検討している。
21	介護保険審査会システムや総合事業システムは、標準化対象外のシステムとしてAPI連携することを想定しているか。	標準化対象外とする事務については、標準準拠システムにその処理機能を実装することはできない。 このため、総合事業システム及び要介護認定審査会システムについては、標準準拠システムと疎結合した形で構築し、API連携等により相互運用を確保することとなる。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
○密接関連事務について		
22	密接関連事務の定義及びその範囲はいかがか。	<p>ガバメントクラウドに構築する標準準拠アプリケーションと業務データの連携を行うアプリケーションであって、共同利用を促すためにその有する機能を公開する等の一定の条件を満たすものは、ガバメントクラウドに構築できるようにする方向で検討している。</p> <p>その詳細については、ガバメントクラウド先行事業の検証内容を踏まえ、令和4年8月までにその考え方を示すこととしている。</p>
23	密接関連事務として定義された事務について、仕様をどのように策定していく想定か。	<p>密接関連事務に係るアプリケーションについて標準仕様書を策定する予定はないが、ガバメントクラウドに構築する場合は、共同利用を促すため、当該仕様を公開をすることを条件にする等、工夫をする予定である。</p>
24	地域情報プラットフォームに記載はあるが標準化対象外事務である「ひとり親医療」などについて、今後、密接関連事務として標準化対象事務に含める可能性はあるか。	<p>標準化法第2条第1項において標準化対象事務は、「地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」とされている。</p> <p>この規定を踏まえ、ご指摘の事務は標準化対象事務となるのかどうか、ご意見をお聞かせいただきたい。標準化対象事務とするかどうかは、地方公共団体の意見をよく聴いて検討すべきものと考えている。</p>

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
25	<p>一体的に処理することが効率的と考えられる標準化対象外事務について、標準化法第8条第2項に基づき標準化対象事務となる想定であるか。</p>	<p>標準化法第8条第2項は標準準拠システムの改変又は追加を定めるものであり、改変又は追加する標準化対象事務以外の事務が標準化対象事務になるものではない。</p>
26	<p>資料3のp.5において「【標準化対象外の手続】＜密接関連手続＞」とされているが、アドオン先として密接関連手続に限定しているのは、厚生労働省の見解なのか。</p>	<p>資料3のp.5はガバメントクラウド上のシステムのイメージを図示したものであり、デジタル庁より密接関連手続を処理するアドオンシステムはガバメントクラウド上に構築できる方向で検討されている旨のご説明をいただいていることから、ガバメントクラウド上に構築することが想定され得るアドオンシステムの対象として密接関連手続を記載しているもの。</p> <p>なお、密接関連手続については、デジタル庁において、ガバメントクラウド先行事業の検証内容を踏まえ、令和4年8月までにその考え方を示すこととされている。(No.22参照)</p>
27	<p>「標準化対象手続と密接に関連する手続は、その旨を標準仕様書に記載することにより、ガバメントクラウド上で処理できるようにしていただくよう要望。」とあるが、厚生労働省以外の府省も同様の考えか。</p> <p>また、ガバメントクラウド上で処理できない可能性があるのか。</p>	<p>基幹業務と付属または密接に関連する業務のアプリケーションについては、共同利用を促すため、当該仕様を公開をすることを条件にする等一定の条件をつけた上で、ガバメントクラウド上で構築することを認める方向であり、詳細は令和4年夏にお示しする予定である。</p> <p>なお、本件について他府省からは特段の要望はない。</p>

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
28	<p>障害者福祉システム等の標準準拠システムがガバメントクラウド上にリフトされた場合、各地方公共団体が保有する統計情報も同一プラットフォームに集約されることとなるため、例えば、福祉行政報告例のような既存の統計報告が不要となる可能性はあるか。</p>	<p>地方公共団体の標準準拠システムがガバメントクラウド上に構築されること、各地方公共団体が保有する情報を国が取得することとは、異なる事柄なので、標準準拠システムがガバメントクラウド上にリフトされることで、直ちに既存の統計報告が不要となるということにはならない。</p> <p>ただし、将来的にガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを活用することで、より効率的に統計報告を行う仕組みについて検討することができるようになる可能性は考えられる。</p>
<p>○標準仕様書について</p>		
29	<p>各地方公共団体が実施するRFIや調達仕様書のひな型を提供する予定はあるか。</p>	<p>標準準拠システムについては、地方公共団体が個別にベンダと契約し、導入することを前提としていることから、基本的に各地方公共団体において自らの団体のルールに従って適切な手続を踏んで行うものと認識している。</p>
30	<p>最終的な標準仕様書の確定時期はいつになるのか。</p>	<p>令和4年夏を目途に、全ての標準仕様書が作成されることを目標としている。</p> <p>なお、標準仕様書は、一度作成したら完了するものではなく、法改正やBPR等によって随時更新することとしている。</p>

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
31	<p>税務と介護保険の標準仕様書における帳票レイアウトの考え方が統一されていない部分があるが、今後統一されるか。</p>	<p>帳票レイアウトについては、参考資料ではなく標準仕様とすることで全業務統一しているところであり、介護保険システム標準仕様書においても改定に向けて検討が進められている。</p>
32	<p>障害者福祉及び介護保険における標準仕様書（第1.0版）の説明資料において、「標準化範囲外とする機能は、自治体からの要求、ベンダでの実装はともに任意とする。」との記載があるが、標準化範囲外機能を標準準拠システムで実装することも可能との認識でよいか。</p>	<p>ご指摘の文言は、標準化対象外の機能については、標準準拠システム外において、従来の調達同様に地方公共団体からベンダへ要求することも、ベンダが実装することも任意であるとの意図で記載していたものであり、標準化対象外の事務については、標準準拠システムで実装することはできない。 なお、標準仕様書に当該文言の記載はしていない。</p>
33	<p>障害者福祉及び介護保険の標準仕様書について、令和3年8月策定の第1.0版と、令和4年3月策定予定の第1.1版の差異は何か。</p>	<p>標準仕様書（第1.1版）については、標準仕様書（第1.0版）の策定段階で反映できなかった地方公共団体等からのご意見やデジタル庁から示された方針を踏まえた変更を行う予定である。 詳細については標準仕様書（第1.1版）案の意見照会資料をご参照いただきたい。</p>

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
34	介護広域保険者用の仕様について、標準仕様書（第1.1版）において詳細化されたものが提示されるか。	標準仕様書（第1.1版）案においては、広域連合等における仕様についても標準仕様書（第1.0版）から追加・変更している。 詳細については、（別紙2）機能・帳票要件をご参照いただきたい。
35	介護保険における総合事業など、標準化対象外となっている事務について、今後の改版で標準化対象に含まれる可能性はあるか。	総合事業については、地域情報プラットフォーム標準仕様の機能に含まれていないため、標準化対象外と整理している。
36	障害者福祉において、今後、上乘せ要件のパラメータに関する仕様が標準仕様書（第2.0版）等で定められる予定であるか。	今後の標準仕様書の改定内容については、標準仕様書（第1.1版）の策定後に必要な検討を行うこととしている。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
○標準オプション機能について		
37	標準オプション機能の定義は何か。	標準準拠システムが実装してもしなくてもよい機能のことである。
38	標準オプション機能のみ実装したシステムは提供されないか。	ユニークなアイデアだと思うが、事業者の競争領域となるため、回答が困難である。 なお、標準オプション機能のみ実装したシステムは、実装必須機能を実装していないため、それ自体では標準準拠システムにはならないことには留意いただきたい。
39	地域生活支援事務が実装必須機能から漏れると相当数の標準オプション機能または独自施策アプリケーションが必要となるが、同事務は標準オプション機能で行うことができると考えてよいか。	地域生活支援事業については、標準化対象外と整理しており、標準オプション機能で当該事務を行うことはできない。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区 分	質 疑 等	回 答
○データ要件・連携要件について		
40	データ要件・連携要件について、プレビュー資料の公開予定はあるか。	データ要件・連携要件の案については、令和4年度夏を目途に策定する予定である。 地方公共団体への意見照会は、令和4年度当初に行う予定である。
41	住民記録システムについて、データ要件・連携要件の案が、未だ公開されていないと思われるが、進捗はいかがか。	住民記録システムのデータ要件・連携要件の標準の策定状況については、事務の性質上、途中段階で公開することが難しいことをご理解いただきたいが、順調に進めており、データ要件・連携要件の案については、令和4年度夏を目途に策定する予定である。 地方公共団体への意見照会は、令和4年度当初に行う予定である。
○帳票様式について		
42	区民の方が提出される申請書の様式も国から示されるのか。	住民からの申請書については、法令等により示されているものと理解している。 なお、マイナポータルぴったりサービスにプリセットする申請入力データについては、データ要件の標準と整合させる必要があり、令和4年度中にチェックを行う予定である。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
○画面要件について		
43	画面要件については、利用者である市職員が操作する際のユーザインターフェースに係る部分になる理解でよいか。（画面要件は第1Gの標準仕様書中には明記されていないと理解している。）	画面要件については、各ベンダの創意工夫によるところであるため、競争領域として、標準仕様は定めないこととしている。
○デジタル基盤改革支援補助金について		
44	総務省の経済対策に係る補正予算案において「各地方公共団体における移行作業の進捗管理等の支援を行う」という記載があるが、これはデジタル基盤改革支援補助金の一部という位置付けでよいか。	当該予算は、デジタル基盤改革支援補助金に上乘せするものではなく、総務省が各地方公共団体における移行作業の支援を行うに当たって、各団体における進捗状況等を把握するための事業費である。
45	補助対象について、アプリケーション開発に係るものは対象外となっているが、現行のシステムを標準準拠システムに改修する経費も対象外か。	お見込みのとおり、アプリケーション利用料（アプリケーション開発に相当する経費を含む。）は補助対象外である。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
46	標準準拠システムのうち、標準オプション機能の調達に係る経費は補助対象となるか。	アプリケーション利用料（アプリケーションの開発に相当する経費を含む。）やBPRに伴うAI・RPAの導入等に要する経費は補助対象外である。 なお、標準準拠システムと、当該システムと付属又は密接に関連するシステムとの円滑な連携に要する経費については補助対象であるが、付属又は密接に関連するシステムの範囲については、ガバメントクラウドの先行事業を通じて検討されるものと承知している。
47	今後、標準仕様が定められ、ベンダによる価格設定がなされるが、補助金額が調達経費に対して不足する場合はどのように対応するのか。	現時点においては、予算の範囲内で配分可能な金額を積算しところであり、上限額の範囲内で対応されたいが、上限額を超える額については今後の執行状況等を見て検討したい。
48	令和7年度を超える、令和5～9年度のサーバ機器のリース契約を締結した場合、令和8～9年度のリース残債はデジタル基盤改革支援補助金の対象となるか。	現時点では、今後締結される令和7年度を超える契約に係るリース残債等を補助対象とすることは想定していないが、「契約変更等に伴う追加経費等」の取扱については、令和3年11月24日付総行デ第64号「地方公共団体情報システムの標準化・共通化に関する進捗状況及び費用にかかる調査について（照会）」等の回答などで各市町村における契約状況等を把握した上で、別途定めることとしている。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区 分	質 疑 等	回 答
49	デジタル基盤改革支援補助金は、広域連合・一部事務組合は対象となるか。	<p>広域連合等において標準化対象事務を共同処理している場合には、当該事務処理に要する経費は構成市区町村からの負担金を収入に充てていると考えられ、標準準拠システムへの移行に要する経費に係る負担金相当額について、本補助金の対象となると考えている。したがって、申請者としては市区町村で統一している。</p> <p>(デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)に関するQ&A(第2版)「4.申請主体について」のQA2のとおり)</p>
○標準仕様書の全国意見照会について		
50	各業務システムの標準仕様書案の意見照会について、業務システムごとに異なる方法で照会があるが、全て一斉システムによる照会にはできないか。	<p>標準仕様書案は所管府省庁ごとに検討され、各地方公共団体の担当部署に意見照会を行うものであるため、そのラインで照会をする方が効率的であると考えている。</p> <p>この場合、情報システム部門等において、情報が提供されないリスクがあることから、デジタル庁から、共創プラットフォームにおいて照会の有無について周知している。</p>
51	介護保険及び障害者福祉の標準仕様書(第2.0版)案について、帳票を含めた意見照会があるのか。	標準仕様書(第2.0版)での改定内容については、標準仕様書(第1.1版)の策定後に必要な検討を行ってまいりたい。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
○指定都市について		
52	<p>指定都市への対応可否について、ベンダに確認しているか。 また、指定都市に対応可能なベンダは、どの程度あると考えているか。</p>	<p>これまでデジタル庁に対し、ベンダから指定都市向けの標準準拠システムに対応できないという意見は出されていない。 指定都市の皆様の問題意識は承知しているので、指定都市の皆様におかれてはファクトをしっかりと整理していただき、皆様からそれぞれお話を伺いたいと考えている。</p>
53	<p>指定都市への対応可否について、デジタル庁からベンダに積極的にヒアリングすることは想定しているか。 また、指定都市も標準化システムに乗ることで、小規模団体にも、パッケージ費用の削減効果が期待できるのではないか。</p>	<p>指定都市の移行に係る問題意識は承知しているため、まずは指定都市においてファクトをしっかりと整理いただき、それぞれお話を伺いたいと考えている。 また、一般的には、システムをマルチテナント的に運用することは、費用の削減効果につながると考えている。</p>
○広域連合、一部事務組合等について		
54	<p>広域連合及び一部事務組合について、標準準拠アプリケーション及びガバメントクラウドへ移行を行う必要があるか。</p>	<p>広域連合及び一部事務組合において基幹業務システムを利用する場合は、標準準拠システムを利用する必要がある。 また、令和7年度までに原則全ての地方公共団体が、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行することを目標としている。</p>

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
55	ガバメントクラウド上の標準準拠アプリケーションは、広域連合及び一部事務組合においても利用可能になるよう構築されるのか。	可能である。
56	広域連合及び一部事務組合において、ガバメントクラウドを利用するために考慮しなければならない点はあるか。	広域連合及び一部事務組合は、特別地方公共団体として、セキュリティなど普通地方公共団体に求められることは同様に求められるものと理解している。
57	標準準拠システムの調達は、広域連合、一部事務組合等で行ってもよいか。	可能である。

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
○ぴったりサービスについて		
58	<p>ぴったりサービス連携については、標準準拠システムへの移行後は提供されると考えてよいか。 また、提供範囲は申請管理システムまでを想定しているか。</p>	<p>ぴったりサービスとの連携について、標準仕様書に記載するようにしている。 また、申請管理システムについても関係府省と連携して検討していく。</p>
59	<p>ぴったりサービスとの連携について、オンライン化の手順書に記載されている現行の申請管理システムは不要になるか。</p>	<p>標準化対象業務については、ぴったりサービスとの連携についても標準仕様書に規定されることとなるが、その他の業務について単独の申請管理システムを構築している場合なども想定されるため、システムの状況等を踏まえて検討いただきたい。</p>
○その他		
60	<p>標準化対象外事務については、「ノン・カスタマイズ原則の例外機能」としての実装を選択肢としているが、厚生労働省としてカスタマイズが認められる範囲や対象事務をどのように考えているか。</p>	<p>標準化法第8条第2項において、標準準拠システムを利用して標準化対象外事務を一体的に処理するほうが効率的であり、かつ標準準拠システムとの互換性が確保される場合に限り、必要最小限度の改変等を行うことができるとされており、カスタマイズの範囲や対象事務は、この規定に基づくものとする。</p>

「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する説明会」 質疑応答概要

区分	質疑等	回答
61	市区町村で行っているNHK等の協力事務について、今後、デジタル化される見込か。 また、デジタル化される場合、市区町村の協力事務は不要となる認識でよいか。	ご指摘の「NHK等の協力事務」について承知しておらず、回答が困難である。